

釧高専総第276号  
令和3年10月22日

村井建設株式会社  
代表取締役 村井 順一 殿

独立行政法人国立高等専門学校機構  
釧路工業高等専門学校  
契約担当役 事務部長 富樫 剛



### 再苦情申立について（回答）

工事名：釧路工業高専校舎改修（1期目）工事（建築・電気・機械）

令和3年9月7日付で申立のあった再苦情について、独立行政法人国立高等専門学校機構契約監視委員会において審議が行われ、同委員会の審議結果の意見を踏まえ、下記のとおり回答します。

### 記

本件は、ダンピング防止対策として国土交通省で制度化された「施工体制確認型総合評価落札方式」で実施した工事です。

施工体制の確認について、貴社の入札価格は、入札説明書別添2、記1の最低基準価格を満たしていないため、ヒアリング、追加資料及び工事費内訳書をもとに審査を行いました。審査方法について、入札説明書別添2、記3（2）（3）に記載あるように、入札価格が記1の最低基準価格を満たさないときは、工事品質確保及び施工体制確保について契約の内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがあることから、審査項目に関する体制が構築されると認める場合に限り、その程度に応じて施工体制評価点を加点することとし、別紙施工体制確認審査表に基づき審査を行っており、審査の基準等は以下のとおりです。

#### ①「審査の着目点」の判定基準

提出された資料ごとに審査を実施します

- ・提出された追加資料により具体的に確認できた：○
- ・ヒアリングで概ね確認できた：△
- ・ヒアリングでも確認できない：×

#### ②「施工体制評価点」の審査・評価結果

上記、判定基準をもとに以下のように評価結果を算出しています。

- ・すべてが○：15点
- ・一部でも△：5点
- ・一部でも×：0点

提出された資料により、建設副産物の受入や品質管理体制等の品質確保のための計画、下請会社、資機材の調達、労務者の配置計画等施工体制確保のための計画は確認できましたが、工事費内訳書によりこれらに必要となる費用が計上されているかの確認を行ったところ、現場管理費が一式計上されていたため、現場管理費に含まれる内容についてヒアリングを行いました。ヒアリングにおいて必要な項目が計上されていると確認できたため、工事費内訳書の判定が△となり、「品質確保の実効性」及び「施工体制確保の確実性」の評価項目について、いずれも5点と加点を行っています。

以上

施工体制確認審査表【低入札価格調査基準価格未満かつ特別重点調査相当価格以上】

工事件名:

◎ヒアリング実施日・方法：  
◎ヒアリング立会者（発注者側）：  
◎ヒアリング出席者（応札者側）：

申込者:

【判定基準】  
☐:提出された追加資料により具体的に確認できた《○》  
☐:ヒアリングで概ね確認できた。《△》  
☐:ヒアリングでも確認できない。《×》  
☐:対象外《－》

| 確認事項      |                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 審査・評価結果<br>■すべてが○(15点)<br>■一部でも△( 5点)<br>■一部でも×( 0点) |         |    | 確認資料                  | 様式<br>番号                                                                                                                                                                         | 審査の着目点                                                                                                                                                                                                                                                    | 判 定<br>(○△×)<br>該当しない<br>場合は(－) | 提出資料及び<br>ヒアリング<br>審査結果 |  |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------|---------|----|-----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------|-------------------------|--|
| 施工体制評価点   | 品質確保の实效性（品質確保の体制の内容確認）<br><br>【評価基準】<br><br>■工事の品質確保のための施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合。【15点】<br>■工事の品質確保のための施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合。【5点】<br>■その他【0点】                                                                                         |                                                      | /       | 15 | 点                     | ■建設副産物の搬出地<br>様式11                                                                                                                                                               | □仕様書での要求要件に基づき、搬出計画について確認する。<br><br>□受入れ価格や、建設副産物の受入れ予定会社などを確認する。                                                                                                                                                                                         |                                 |                         |  |
|           |                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                      |         |    |                       | ■建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書<br>様式12                                                                                                                                               | □建設副産物及び資材等の運搬計画を確認する。<br><br>□運搬予定者を確認する。                                                                                                                                                                                                                |                                 |                         |  |
|           |                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                      |         |    |                       | ■品質管理体制（品質確保のための人員体制、品質管理計画書、出来形管理計画書）<br>様式13-1<br>様式13-2<br>様式13-3<br>様式14-1<br>様式14-2<br>■安全衛生管理体制（安全衛生教育等、点検計画）                                                              | □「諸費用」の「見込額」に記載した金額を入札者（元請）が負担する場合は、「計上工種等」に記載された費目を確認する。<br><br>□「諸費用」の「見込額」に記載された金額を下請予定業者が負担する場合は、「見込額」に記載された金額を確認する。<br><br><br>□「諸費用」の「技術者単価」の欄に記載した金額を確認する。<br><br>□入札説明書、仕様書等の要求について確認する。                                                          |                                 |                         |  |
|           |                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                      |         |    |                       | ■工事費内訳書                                                                                                                                                                          | □工事の品質確保のための費用が適正に計上されているか確認する。また、特別重点調査相当価格の全ての項目が各割合以上であるか確認する。<br>□施工体制を確認する。                                                                                                                                                                          |                                 |                         |  |
|           | 施工体制確保の確実性（材料等の品質確保、施工のための人員確保、品質確保のための施工体制の内容確認）<br><br>【評価基準】<br><br>■工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合。【15点】<br>■工事の品質確保のための施工体制が確保されていることなどにより、適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合。【5点】<br>■その他【0点】 |                                                      | /       | 15 | 点                     | ■施工体制台帳<br>様式16                                                                                                                                                                  | □下請予定業者、資材搬入予定先及び機械リース会社を確認する。<br><br>□自社保有の社員、資機材等の予定を確認する。<br><br>□下請予定業者の下請け予定金額について確認する。<br><br>□下請予定業者を確認する。                                                                                                                                         |                                 |                         |  |
|           |                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                      |         |    |                       | ■下請予定業者等一覧表<br>様式4                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                           |                                 |                         |  |
|           |                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                      |         |    |                       | ■配置予定技術者名簿<br>様式5                                                                                                                                                                | □他の手持ち工事の状況との関係を確認する。<br><br>□自社社員であるか確認する。<br><br>□それぞれに必要な資格を有すること。                                                                                                                                                                                     |                                 |                         |  |
|           |                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                      |         |    |                       | ■資材購入予定先一覧<br>様式8-2                                                                                                                                                              | ①【他社から購入を予定している場合】<br>□購入予定業者から納入を受ける予定の資材が工事の品質確保に必要な規格水準を満たすこと及び単価を確認する。<br><br>①-2<br>□購入予定業者と入札者の関係を確認する。<br><br>②【自社製品の活用を予定している場合】<br>□自社において記載した資材を製造していること、当該資材が工事の品質確保に必要な規格水準を満たすこと及び当該資材を契約対象工事で使用する予定であること。<br><br>②-2<br>□記載された単価について確認する。   |                                 |                         |  |
|           |                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                      |         |    |                       | ■機械リース元一覧<br>様式9-2                                                                                                                                                               | ①【他社からリースを予定している場合】<br>□機械リース予定会社からリースを受ける予定の単価について確認する。<br><br>①-2【他社からリースを予定している場合】<br>□機械リース予定会社と入札者の関係を確認する。<br>②【自社の機械リース部門からリースを予定している場合】<br>□自社の機械リース部門において記載された機械を保有していること及び当該機械が契約対象工事にリース可能であること。<br><br>②-2<br>□記載された単価について確認すること。             |                                 |                         |  |
|           |                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                      |         |    |                       | ■労務者の確保計画<br>様式10-1                                                                                                                                                              | ①【自社労務者を充てる場合】<br>□記載された者が自社社員であること。<br>①-2<br>□資格の保有が必要な職種に充てようとする者については、その者が必要な資格を有していること。<br><br>①-3<br>□労務単価が最低賃金法に定める最低賃金額以上であるか確認する。<br><br>②【下請予定業者による労務者の確保を予定する場合】<br>□下請予定業者と入札者の関係が記載のとおり存在すること。<br><br>②-2<br>□労務単価が最低賃金法に定める最低賃金額以上であるか確認する。 |                                 |                         |  |
|           |                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                      |         |    | ■工種別労務者配置計画<br>様式10-2 | □労務者の確保計画を確認する。                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                           |                                 |                         |  |
|           |                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                      |         |    | ■工事費内訳書               | □積算内訳書の内容に著しい相違がないこと。（VE提案等に係る諸費用を適正に計上しているかも確認）<br><br>□設計図書での要求事項も確認する。<br><br>□施工に必要な費用を計上しているか確認する。また、特別重点調査相当価格の全ての項目が各割合以上であるか確認する。<br>□積算に下請予定業者や納入予定業者等の費用が計上されているか確認する。 |                                                                                                                                                                                                                                                           |                                 |                         |  |
| 施工体制評価点合計 |                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                      | /       | 30 | 点                     |                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                           |                                 |                         |  |
| 標準点       | 標準点の付与                                                                                                                                                                                                                                                                              | 施工体制確認前                                              | 100     | 点  | ■施工体制の確認資料            | ☆追加資料が一部未提出又は提出様式が記載要領に則っていない等、資料に著しく不備がある場合は標準点を与えないことがある。                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                           |                                 |                         |  |
|           |                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 施工体制確認後                                              | 100     | 点  |                       |                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                           |                                 |                         |  |
| 加算点       | 加算点の付与                                                                                                                                                                                                                                                                              | ③「標準型」企業の高度な技術力に係る加算点                                | 施工体制確認前 |    | 点                     | ■施工体制の確認資料                                                                                                                                                                       | ■「標準型」③企業の高度な技術力の実施に係る確実性の評価<br>《計算式》<br>開札後の企業の高度な技術点に係る加算点＝審査の結果得られた施工体制評価点／30点×開札前に得られた企業の高度な技術力に係る加算点<br>■追加資料が一部未提出又は提出様式が記載要領に則っていない等、資料に著しく不備がある場合は標準点を与えないことがある。                                                                                  |                                 |                         |  |
|           |                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                      | 施工体制確認後 |    | 点                     |                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                           |                                 |                         |  |
|           |                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 上記加算点以外の加算点                                          | 施工体制確認前 |    | 点                     |                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                           |                                 |                         |  |
|           |                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                      |         |    |                       |                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                           |                                 |                         |  |
|           | 加算点の合計                                                                                                                                                                                                                                                                              | 施工体制確認前                                              |         | 点  |                       | ■①企業の技術力、②企業の信頼性・社会性                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                           |                                 |                         |  |
|           |                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 施工体制確認後                                              |         | 点  |                       |                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                           |                                 |                         |  |

注1:  は施工体制確認結果を入力する欄。

注2: ■ヒアリングに当たっては、追加資料のみ提出を求め、当該資料の記載内容に対する証明書類等は求めないこととする。ただし、相手方から積極的に証明書類を提示される場合は、評価に反映させる。  
■ヒアリングをせずとも、追加資料(提出様式)のみで審査内容を概ね確認できる場合は、ヒアリングを省略することも可能とする。

注3: 審査結果欄への記載内容として、判定を×または無効とする場合は、疑義がある部分・明確でない部分が何かを、また、△とする場合は、口頭で確認できた部分が何かを簡潔に明示する。

注4: 入札を無効とした場合は、施工体制評価点の覧に無効と記載する。

注5: 加算点を考慮した技術評価点は、別シートで算出。

※特別重点調査相当価格未満の審査に用いる場合は、「審査・評価結果欄」の点数を、「すべてが○《5点》、一部でも△《0点》、一部でも×《0点》」に置き換えること。

令和 3年 9月 7日

独立行政法人国立高等専門学校機構  
釧路工業高等専門学校  
契約担当役 事務部長 富樫 剛 殿

住 所 釧路市住之江町12番17号  
商号又は名称 村井建設株式会社  
代表者名 代表取締役 村井 順一 印



### 再苦情申立て

令和3年8月31日に回答されました非落札理由におきまして、回答内容に不明確な部分がありましたので、下記工事につきまして再苦情申立てをします。

#### 記

##### 工事概要

公告日 令和 3年 6月 28日

工事名 「釧路工業高専校舎改修(1期目)工事(建築・電気・機械)」

工事場所 北海道釧路市大楽毛西2丁目32番1号 釧路工業高等専門学校構内

工期 令和 4年 2月 28日 まで

不明確事項 施工体制審査の結果、適切な施工体制が概ね確保されるものの、十分確保されるとまでは至らなかった判断基準は、どのような根拠又は規定をもとに採点された結果なのか、具体的に各項目ごと(工事費内訳書・追加資料・ヒアリング)に説明お願いいたします。